

徳島県告示第七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和八年一月六日

徳島県知事	後藤田正純
阿南市橘町	
福井川土地改良区	
	令和八年一月十四日